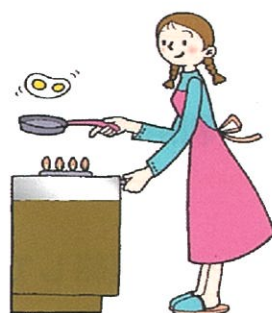


国分寺市住民主体型サービス

(訪問型サービス B)

ご利用の手引き



国分寺市シルバー人材センターの会員が訪問し、家事のお手伝いをいたします。



公益社団法人

国分寺市シルバー人材センター

☎ 042-325-4011

2019.4

1 生活支援サービスのご利用のながれ

- 1 対象となる方は

要支援1・要支援2・事業対象の認定を受けた方

認定に関するご相談は市役所高齢福祉課（☎042-321-1301）へ



- 2 利用申請書をお近くの地域包括センターへ提出してください

国分寺市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

ご利用者に「利用決定通知書」が送付されます。



- 3 担当ケアマネージャーへ連絡してください

介護予防ケアマネジメント（サービス担当者会議）

“本人・家族・ケアマネージャー等で、必要な生活支援サービスについて話し合い、ケアプランを作成します。”

（担当ケアマネージャーがいない場合は、お近くの地域包括センターへ電話して、相談してください。）



- 4 生活支援サービスがご利用できます。

生活支援サービスの内容：清掃・洗濯・ごみ出し など

ご利用料金：1回につき30分768.5円

2 生活支援サービス提供団体

公益社団法人 国分寺市シルバー人材センター

会員が豊かな経験と知識で、まごころと技能を提供します
市が実施する「介護予防応援隊養成研修」を受講した会員が、
サービスを提供します

〒185-0003 国分寺市戸倉四丁目 14 番地 福祉センター 2 階
☎042-325-4011 FAX 042-325-7766

- 営業時間
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（月～金）
- 生活支援サービス提供時間
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（月～金）
※ ケアマネージメントにより時間が決まります
- 休業日
土・日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）
お盆（8/13～15）

3 提供できる生活支援サービス例

- 1 生活支援サービス提供の基本は
 - ① ご自宅での日常生活を支援するための生活支援サービスです。
 - ② ご利用者と一緒に家事をし、また、不便している家事をお手伝いすることで、ご自宅でご利用者が元気に生活できるように支援します。
 - ③ ケアマネージャーや地域包括センターと連携して、生活支援サービスを提供します。

2 生活支援サービスの例は

ケアプランに基づき、次のような生活支援サービスを提供します。

- ① 洗濯（洗濯機の操作、物干し、取り込み、収納など）
- ② 買い物（30分以内に、必要な物を買い物してきます）
- ③ 清掃（居宅内、トイレ、風呂、卓上等の清掃）
- ④ 窓のガラス拭き
- ⑤ 調理（台所の片付け、簡単な食事を作ります）
- ⑥ ごみ出し・分別（指定の場所まで持っていきます）
- ⑦ 草むしりや花木の水やり
- ⑧ 布団カバーの交換
- ⑨ 普段着の整理
- ⑩ 家具の移動
- ⑪ 話し相手（世間話などの話し相手をします）
- ⑫ 服薬の声掛け（確認） など

3 生活支援サービスの対象とならないことは

- ① 医療行為や身体介護を伴うこと
 - ② ペットの散歩等のお世話
 - ③ 来客の接待（お茶出しや食事の準備）
 - ④ 貴重品（預金通帳、宝石、書類）などの預かり
- ※ 同居しているご家族がいる場合、生活状況に応じて、必要な生活支援サービスを提供しますが、ご家族との共有スペース（居間、トイレ・風呂など）の清掃等は、対象外となる場合があります。

4 金銭のお預かりについては

- ① 買い物など以外で、お金の取扱いや預金通帳を預かる等はありません。
- ② 会員が、買い物などでお金をお預かりするときは、金銭預かり証にお預かりした金額、購入した品目と金額、おつりを記載して確認印をいただきます。

5 30分を超える生活支援サービスを提供する場合は

- ① 生活支援サービス提供の時間が30分を超えたときやケアプランに基づく生活支援サービス以外をご希望の場合は、シルバー人材センターが行う福祉・生活支援サービスとして、1時間当たり別途自己負担をいただきます。ご利用料金につきましてはサービス内容により異なりますので、シルバー人材センターまでお問い合わせ下さい。

4 ご利用料金のお支払い等

1 ご利用料金のお支払いは

- ① ご利用料金は、1回30分の訪問につき7685円です。
- ② ひと月分をまとめて、翌月上旬にシルバー人材センターから請求書をお送りします。
- ③ この請求書は、コンビニ等でお支払いください。(手数料無料)
- ④ 領収書は、大切に保管してください。

2 生活支援サービス提供を確認する就業報告書について

- ① 生活支援サービスをご利用した場合は、会員が持参した「就業報告書」に確認印をお願いします。
- ② また、月末(その月の最後の利用日)に、ひと月分の利用を確認したうえで、記名・押印して、会員にお渡してください。
- ③ この就業報告書に基づき、ご利用料金の請求書を作成し、お送りします。

3 電気・ガス・水道の費用等は

- ① 生活支援サービス提供に当たり必要となるご利用者宅で使用する電気・ガス・水道の費用は、ご利用者の負担となります。
- ② また、清掃や洗濯などに必要な洗剤やブラシなどは、ご利用者に準備していただきます。

5 生活支援サービスをお休みするときは

- ① 事前に、シルバー人材センター(☎042-325-4011)、または、ケアマネージャーへ連絡してください。

6 会員の衛生管理等は

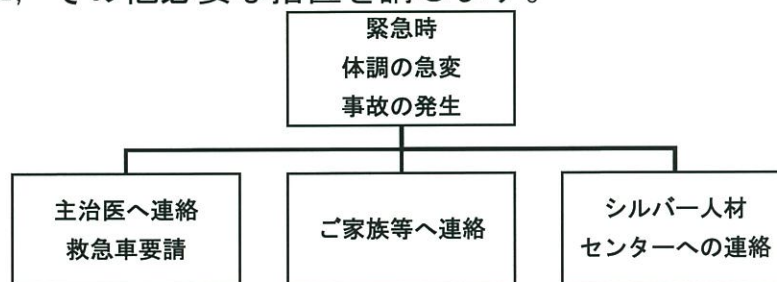
- ① シルバー人材センターでは、会員の清潔の保持及び健康状況の管理を行っています。

7 秘密の保持と個人情報の保護は

- ① 生活支援サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ② この守秘義務は、生活支援サービス提供を止めた後も同様です。
- ③ サービス担当者会議等においては、あらかじめ「個人情報の利用に関する同意書」でご同意をいただき、ご利用者及びご家族の個人情報を取り扱います。

8 緊急時・事故発生時の対応は

- ① 生活支援サービスの提供時に、ご利用者の体調の急変や事故等が発生した場合には、速やかに主治医及びご家族などに連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。



- ② シルバー人材センターの会員は、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」(会員が就業中に他人の身体、財物に損害を与えた場合)に加入しています。

9 相談及び苦情は

公益社団法人 国分寺市シルバー人材センター
☎ 042-325-4011

10 生活支援・介護予防サービス事業のお問い合わせは

国分寺市福祉部高齢福祉課 ☎042-321-1301

個人情報に関する同意書

年 月 日

公益社団法人
国分寺市シルバー人材センター会長 様

利用者

住 所：国分寺市

氏 名： ⑩

家 族

住 所：国分寺市

氏 名： ⑩

私は、国分寺市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則に基づき生活支援サービスを利用するに当たり、公益社団法人国分寺市シルバー人材センターが、下記の事項において私と家族の個人情報を利用することに同意します。

記

- 1 生活支援サービス提供に当たり、サービス担当者会議並びに関係機関等との情報共有が必要なとき
- 2 国分寺市へ必要な資料を提出するとき